

誰もが安心して住むことのできるまちづくり

地域連携の住宅政策を考える 学習会

住宅セーフティネット改正法が2017年10月25日に施行され、「新たな住宅セーフティネット制度」が始まっています。

「住宅セーフティネット制度」は、2007年に制定され、住宅確保に配慮を要する方々（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て家庭など）に対する賃貸住宅の供給を促進する施策を基本事項等として決めました。大阪ではこの制度に基づき、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度やOsakaあんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）、居住支援団体の登録などが進められてきました。

そして、今回の改正ではこれまでの取組のさらなる推進を目指し、①住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度、②民間賃貸住宅や空き家の活用、③国や地方公共団体による登録住宅の改修費や入居者の負担軽減、④居住支援協議会等による居住支援活動などの推進が取り上げられています。果たしてどのような点が変わったのでしょうか？

今回の学習会では、改正された「住宅セーフティネット制度」の理解を深めるとともに、当館でも本事業を活用した「西成地域のネットワーク活用型居住者支援活動」を進めていくうえで、様々な立場で意見を交換できる場にしたいと考えています。



所在地：西成区出城2-5-9パークコート1・2F

開催日：3月2日（金）
時間：午前10時～正午

会場：にしなり隣保館スマイルゆ〜とあい

対象：不動産業を行う事業主または、居住に関する相談窓口を設ける団体等

定員：30名（先着順）

内容：①新たな住宅セーフティネット制度について
②西成地域のネットワーク活用型居住者支援活動について

講師：大阪市都市整備局企画部住宅政策課

参加費：無料

【お申込み方法】

お電話・もしくはFAXにてお申込みください。

【お問い合わせ先】

一般財団法人ヒューマンライツ協会

所在地：大阪市西成区出城2-5-9パークコート1F・2F

連絡先：06-6561-8801

FAX：06-6562-1221

事業所名	
参加者氏名	担当部署
参加者氏名	担当部署
住 所	連絡先
	— —



- 所在地
 - 〒557-0024
 - 大阪市西成区出城2丁目5番9号
 - パークコート1F・2F
- TEL
 - 06-6561-8801
- FAX
 - 06-6562-1221
- 休館日
 - 年末年始（12月29日～1月3日）のみ
- 開館時間
 - 午前9時30分～午後9時30分
- アクセス
 - JR大阪環状線今宮駅から徒歩10分（約700m）
 - 地下鉄四ツ橋線花園町駅から徒歩15分（約1.1Km）